

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
○ 指定居宅サービス等の事業の廃止	○ 道路の区域変更	長寿社会課 道路整備課	
【告示】			
○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧	○ 農用地利用配分計画の認可	経営支援課 農村振興課	
○ 林業種苗生産事業者講習会の開催	○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了	治山課 建築指導課	
【公告】			
○ 道路の区域変更の正誤		道路整備課	
			目次
			担当課（室）

平成26年12月26日 岡山県公報 第11648号

◎岡山県告示第六百三十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十六年十二月二十六日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービス総社門田

2 所在地

岡山県総社市門田字元屋敷一八四―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

共成工業株式会社

2 所在地

岡山県倉敷市児島下の町四丁目五番二二号

三 廃止年月日

平成二十六年十二月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇一一九七

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

◎岡山県告示第六百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 三浦勝北線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
津山市市場字広畑一五五〇番一地先から 津山市市場字道ケ市一〇二八番三地先を 経て	新	一一・〇 五五・〇	三四〇・〇
津山市市場字広畑一五五〇番一地先から 津山市市場字一貫田九五三番一地先まで	新	六・〇 四〇・〇	四〇八・〇
津山市市場字広畑一五五〇番一地先から 津山市市場字一貫田九五三番一地先まで	旧	六・〇 四〇・〇	四〇八・〇

〔五三二〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめマート美作

所在地 美作市檜原下字土屋敷一二六八番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

（変更前）六十七台（店舗北側第一駐車場）

百六台（店舗東側第二駐車場）

四十四台（店舗北側第三駐車場）

三箇所（駐車場三箇所合計二百十七台）

（変更後）六十七台（店舗北側第一駐車場）

百六台（店舗東側第二駐車場）

十三台（店舗北側第三駐車場）

三箇所（駐車場三箇所合計百八十六台）

イ 駐車場の位置及び収容台数

（変更前）六台（店舗北側第一駐車場）

十一台（店舗北側第二駐車場）

平成26年12月26日 岡山県公報 第11648号

四十三台（店舗北側第三駐輪場）

三箇所（駐輪場三箇所合計六十台）

（変更後） 六台（店舗北側第一駐輪場）

二十一台（店舗北側第二駐輪場）

二箇所（駐輪場二箇所合計二十七台）

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前） 七箇所

（変更後） 六箇所

4 変更年月日

平成二十七年八月十八日

二 届出年月日

平成二十六年十二月十七日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十六年十二月二十六日から平成二十七年四月二十六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び美作市経済部商工観光課

〔五三三〕農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十六年十二月二十六日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		住 所	賃借権の設定等を受ける土地
農事組合法人 原営農組合	一	苫田郡鏡野町原五三〇一	苫田郡鏡野町原字土器ヶ坪二三九一他 一筆
渡辺 廣年	倉敷市連島町西之浦五二 八四		倉敷市連島町西之浦字七ノ町五一四七一 他二筆
農事組合法人 服部営農組合	倉敷市真備町服部一六		倉敷市真備町服部字関屋下一一七二一 他一六五筆
農事組合法人 潮営農組合	新見市上熊谷七三四		新見市上熊谷字喜惣ヶ市六〇一―一他九 四筆

二 認可年月日

平成二十六年十二月二十五日

三 申請年月日

平成二十六年十二月一日

〔五三四〕 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一条第一項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者講習会を開催する。

平成二十六年十二月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催の日時及び場所

1 日時 平成二十七年三月十七日（火曜日）十時から十七時まで

2 場所 勝田郡勝央町植月中一〇〇一 岡山県農林水産総合センター森林研究所

二 受講申込書の受付

1 受講申込者は、受講申込書を、住所地を管轄する県民局へ平成二十七年三月十日（火曜日）までに提出すること。

2 受講申込書には、六月以内に撮影した正面、上半身、無帽のライカ判の写真（縦

三・六センチメートル、横二・四センチメートル）一枚を貼り付けること。

三 受講料

1 受講申込書に、受講料一万四千百円相当の岡山県収入証紙を貼り付けて納付すること。なお、証紙には、消印しないこと。

2 既に納付した受講料は、返還しない。

四 その他

1 受講者は、受講当日、筆記用具を持参すること。

2 講習会についての詳細は、岡山県農林水産部治山課（電話（〇八六）二二六―七四五五）又は各県民局農林水産事業部森林企画課に問い合わせること。

〔五三五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年十二月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字二反地一〇四一一、一〇四二一一、一〇四三一一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

東京都千代田区大手町二丁目六一三

JX日鉱日石エネルギー株式会社

代表取締役 杉森 務

三 許可番号

岡山県指令建指第一六四号

〔二五〕平成二十六年十二月五日付け公布岡山県告示第五百九十六号（道路の区域変更）に誤りがあつた。

頁・行		
一・終わりが ら一〇	二二三〇・五	誤
一・終わりが ら七	二四一七・七	正